

② 定款例（様式は任意）

【 】の中の数字はあくまでも一例です。

下線を引いた条文は法に定める必要的事項です。

第1章 総則 (名称) 第1条 この法人は、特定非営利活動法人〇〇〇〇という。	名称に係る注意事項(法11条)→設立編 p.17
(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号に置く。 2 前項のほか、従たる事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号、…に置く。	「主たる事務所」と「その他の事務所(＝従たる事務所)」を明確に区分した上で、設置する事務所をすべて記載する。(法11条) 事務所所在地の最小行政区画までの記載とすることもできるが、法人事務所は情報開示の場所でもあるので、地番まで記載するのが望ましい。
第2章 目的及び事業 (目的) 第3条 この法人は、『受益対象者の範囲』に対して、『主要な事業』に関する事業を行い、『社会にもたらす効果』に寄与することを目的とする。	特定非営利活動を行うことを主たる目的とした法人であること等を明らかにする必要がある。どのような人に対し、どのような公益事業を行うのか、分かりやすく記載する。(法11条)
(特定非営利活動の種類) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 (1) (2)	法の別表(設立編 p.5)に掲げる活動の種類のうち、該当するものを選択して記載する(複数の種類の選択も可能)。(法11条)
◎「その他の事業」を実施しない場合 (事業) 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。 (1) 〇〇〇〇〇事業 (2) 〇〇〇〇〇事業 ◎「その他の事業」を実施する場合 (事業) 第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 特定非営利活動に係る事業 ① 〇〇〇〇〇事業 ② 〇〇〇〇〇事業 (2) その他の事業 ① △△△△△事業 ② △△△△△事業 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。	法人が行う具体的な事業の内容を記載する。その際、「特定非営利活動に係る事業」と「その他の事業」の内容は明確に区分しなければならない。(法5条、法11条) 付随的な事業を行う場合には、「その他この法人の目的を達成するために必要な事業」旨を記載する。ただし、「その他の事業」ではこの旨の記載はできない。

第3章 会員 ◎正会員(社員)以外に賛助会員を定める場合 (種別) 第6条 この法人の会員は、次の【2】種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。 (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体 (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体 ◎正会員(社員)のみの場合 (種別) 第6条 この法人の会員は、この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体とし、会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。	社員資格の得喪に関する事項は、法 11 条に基づき必要的記載事項 ここでいう「社員」とは、社団の構成員のことで、総会議決権を有する者が該当する。 賛助会員等、正会員以外の会員種別を定める場合は、正会員とそれ以外の会員を区別して、第2号以降にその旨を記載する。ただし、正会員(社員)以外の会員種別を定款で定めるかどうかは、法人の任意的記載事項。
(入会) 第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。	第6条において、正会員以外の会員について定める場合は、正会員とそれ以外の会員を区別して記載することもできる（以下、第11条まで同じ。）。正会員以外については任意的記載事項。 社員（正会員）以外の会員の入会については、任意の条件を定めることができるが、社員（正会員）の資格取得については、不当な条件を付けてはならない。
(入会金及び会費) 第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。	入会金または会費の設定がない場合は、記載を要しない。
(会員の資格の喪失) 第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。 (1) 退会届の提出をしたとき。 (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。 (3) 継続して【3】年以上会費を滞納したとき。 (4) 除名されたとき。	除名を資格喪失の条件とする場合は、除名に関する規定を置く。
(退会) 第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。	退会が任意であることを明確にする。任意に退会できない場合などは法に抵触する。
(除名) 第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。 (1) この定款等に違反したとき。 (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。	総会の議決以外に理事会の議決やその他の機関の議決でも構わない。

(拋出金品の不返還) 第 12 条 既納の入会金、会費及びその他の拋出金品は、返還しない。	
第 4 章 役員及び職員 (種別及び定数) 第 13 条 この法人に次の役員を置く。 (1) 理事 ○○人以上○○人以下 (2) 監事 ○○人以上○○人以下 2 理事のうち、1人を理事長、【1】人を副理事長とする。	役員に関する事項は、法 11 条に基づき必要 的記載事項 理事の定数は3人以上、監事の定数は1人以上としなければならない(法 15 条) こととなっており、「理事」及び「監事」を明確に区分する。人数の幅は大きくならないように注意。 また、理事長の代わりに会長や代表理事などを使用することもできる。
(選任等) 第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。	総会以外で役員を選任することも可能だが、法人が特定の役員等の意思によって運営・管理されることを避けるため、社員総会で選任することが望ましい。 法律上は、理事・監事が6人以上の場合に限り、配偶者もしくは三親等以内の親族を1人だけ役員に加えることができる(法 21 条)。
(職務) 第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。 5 監事は、次に掲げる職務を行う。 (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。 (2) この法人の財産の状況を監査すること。 (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。 (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。 (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。	理事長のみが法人の代表権を有する場合に記載する。理事長以外にも法人を代表する理事がいる場合には、以下のような記載をすること(法 16 条)。 (記載例)「理事全員は、この法人を代表する。」「理事長及び常務理事は、この法人を代表する。」 理事長以外の理事が代表権を有しない場合には、第2項にその旨を明記することが望ましい。 副理事長が1人の場合は、第3項の「理事長があらかじめ指名した順序によって、」という記載を要しない。 監事の職務は法 18 条に定められているため、法人の任意で追加・削除することは望ましくない。

(任期等) 第 16 条 役員の任期は、【2】年とする。ただし、再任を妨げない。 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。 3 前 2 項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。 ◎3 項の伸長規定に短縮規定を加える場合 3 前 2 項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後 2 事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。	法 24 条において「役員の任期は 2 年以内において定款で定める期間」と定められており、2 年を超えた任期とすることはできない。 第 14 条において役員を総会で選任する旨を明記している場合に限り、法 24 条の規定に基づき、任期伸長規定を置くことができる。 役員が存在しない期間が生じた場合、法人が損害を被るおそれもあることから、前任者は、辞任または任期満了後においても応急的に業務執行義務を負うものとされている。しかし、新たな権限の行使まで認められるものではないから、至急後任者を選任する必要がある。なお、この規定を根拠に 2 年を超えて役員任期を伸長することはできない。
(欠員補充) 第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。	第 13 条で理事・監事の人数を「〇〇人以上 〇〇人以下」と規定している場合、ここでいう「その定数」とは、現に就任している各役員の任期の開始時点で選任されていた役員数をいう。
(解任) 第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。 (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。 (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。	役員の解任は総会の議決の他、理事会の議決やその他の機関の議決でも構わない。
(報酬等) 第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。	法 2 条に基づき、報酬を受け取ることができる役員は、役員総数の 1/3 以下となっている。 総会以外に理事会等の機関の議決でも構わない。
(職員) 第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。 2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。	職員を置く予定がない場合は不要。
第 5 章 総会 (種別) 第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。	会議に関する事項は、法 11 条に基づき、必要的記載事項

(構成) 第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。	
(権能) 第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。 (1) 定款の変更 (2) 解散 (3) 合併 (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更 (5) 事業報告及び活動決算 (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬 (7) 入会金及び会費の額 (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄 (9) 事務局の組織及び運営 (10) その他運営に関する重要事項	定款の変更については法 25 条で、解散については法 31 条で、合併については法 34 条で総会の議決事項とされている。 他の事項については理事会等の議決事項とすることができるが、所轄庁に報告すべき事業報告や決算については総会の議決事項とするのが望ましい。 また、役員の選任、解任等についても民主的な運営を図るため総会の議決事項とするのが望ましい。
(開催) 第 24 条 通常総会は、毎事業年度【1】回開催する。 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。 (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。 (2) 正会員総数の【5】分の【1】以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。 (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。	法 14 条の 2 に基づき、少なくとも年 1 回通常総会を開催する必要がある。 法 14 条の 3 に基づき、正会員総数の 1/5 以上から開催の請求があった場合は、臨時総会を開催しなければならないこととなっているが、定款をもってこれを増減することは可能。
(招集) 第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から【10】日以内に臨時総会を招集しなければならない。 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールなどの電磁的方法をもって、少なくとも総会の日の 5 日前までに通知しなければならない。	法 14 条の 4 に基づき、総会の招集は、定款で定めた方法により、少なくとも総会の日の 5 日前までに行われなければならないこととされている。 目的とは第 24 条に記載された事項を指し、審議事項とは第 23 条に記載された事項のことを指す。 また、電磁的方法とは、電子情報処理組織を使用する方法（法施行規則 1 条）で、例えば、電子メールなどがこれに該当する。
(議長) 第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。 ◎理事長を議長とする場合 第 26 条 総会の議長は理事長とする。	議長の決め方については、法的規定はないため法人が規定する。

(定足数) 第 27 条 総会は、正会員総数の【2】分の【1】以上の出席がなければ開会することができない。	法律上の規定は、定款変更の際のみ正会員総数の 1/2 以上とされている（法 25 条）が、総会が法人の最高意思決定機関であることを考慮する必要がある。 1/2 未満とする場合は、定款変更の際については法との整合性をとる必要がある。
(議決) 第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。	あらかじめ通知していない事項についても、次のように定款に記載することで議決することができる。 （記載例）「ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の【 】分の【 】以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。」 3 項は法 14 条の 9 に規定された「社員総会の決議の省略（いわゆる「みなし総会」）にかかる規定で、定款に定めがなくとも行うことはできるが、議決の一つであることから、記載することが望ましい。 また、書面のみで、電磁的記録による同意の意思表示を含めない場合は、3 項中の「又は電磁的記録」を削除する。
(表決権等) 第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。 3 やむを得ない理由のため会場に来ることができない正会員は、オンライン会議などのシステム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下、同じ。）によって総会に参加し、表決することができる。 4 前 2 項の規定により表決した正会員は、第 27 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。	書面のみで、電磁的方法を用いない場合は、2 項中「若しくは電磁的方法」を削除する。

(議事録) 第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 日時及び場所 (2) 正会員総数及び出席者数（書面、電磁的方法若しくはオンライン会議などのシステムによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。） (3) 審議事項 (4) 議事の経過の概要及び議決の結果 (5) 議事録署名人の選任に関する事項 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名・押印しなければならない。 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容 (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称 (3) 総会の決議があったものとみなされた日 (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名	「署名・押印」に代わって「署名」もしくは「記名・押印」や「署名又は記名・押印」でも可。 書面のみで、電磁的記録による同意の意思表示を含めない場合は、3 項中の「又は電磁的記録」を削除する。
第 6 章 理事会 (構成) 第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。 2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。	会議に関する事項は、法 11 条に基づき必要的記載事項であり、理事会を設置する場合は記載が必要。
(権能) 第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。 (1) 総会に付議すべき事項 (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項 (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項	総会の機能（第 23 条）と整合性をとること。 例えば、「事業計画及び予算並びにその変更」を理事会の機能とした場合は、総会の機能（第 23 条）から削除する必要がある。
(開催) 第 33 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。 (1) 理事長が必要と認めたとき。 (2) 理事総数の【5】分の【1】以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。 (3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。	「【 】分の【 】以上」の部分は理事の人数を考慮して設定することが望ましい。
(招集) 第 34 条 理事会は、理事長が招集する。 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から【14】日以内に理事会を招集しなければならない。 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の【10】日前までに通知しなければならない。	目的とは第 33 条に記載された事項を指し、審議事項とは第 32 条に記載された事項のことを指す。

(議長) 第 35 条 理事会の議長は、理事長又は理事長が指名した者がこれに当たる。	
(議決) 第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。	あらかじめ通知していない事項についても、次のように定款に記載することで議決することができる。 (記載例)「ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した理事の【 】分の【 】以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。」
(表決権等) 第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。 3 やむを得ない理由のため会場に来ることができない理事は、オンライン会議などのシステムによって理事会に参加し、表決することができる。 4 前 2 項の規定により表決した理事は、第 36 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。	
(議事録) 第 38 条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 日時及び場所 (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面、電磁的方法若しくはオンライン会議などのシステムによる表決者にあつては、その旨を付記すること。) (3) 審議事項 (4) 議事の経過の概要及び議決の結果 (5) 議事録署名人の選任に関する事項 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名・押印しなければならない。	「署名・押印」に代わって「署名」もしくは「記名・押印」や「署名又は記名・押印」でも可。
第 7 章 資産及び会計 (資産の構成) 第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。 (1) 設立当初の財産目録に記載された資産 (2) 入会金及び会費 (3) 寄附金品 (4) 財産から生じる収益 (5) 事業に伴う収益 (6) その他の収益	法 11 条に基づき必要的記載事項。

(資産の区分) 第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。	「その他の事業」も行う場合は、「この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。」と記載する。
(資産の管理) 第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。	総会の議決以外に、理事会等の機関の議決でも構わない。
(会計の原則) 第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。	「法第 27 条各号に掲げる原則」とは、正規の簿記の原則、真実性、明瞭性の原則及び継続性の原則をいう。
(会計の区分) 第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。	「その他の事業」も行う場合は、「この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。」と記載する。
(事業計画及び予算) 第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。	
(暫定予算) 第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。	予算管理を行うか否かは法人の任意であることから、予算管理を行わない場合または内規等で予算管理を行う場合は、記載を要しない。
(予算の追加及び更正) 第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。	
(事業報告及び決算) 第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。 2 決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。	
(事業年度) 第 48 条 この法人の事業年度は、毎年【4】月【1】日に始まり翌年【3】月【31】日に終わる。	法 11 条に基づき必要的記載事項。事業年度の開始日は自由に設定することができる。
(臨機の措置) 第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。	予算管理を行うか否かは法人の任意であることから、予算管理を行わない場合または内規等で予算管理を行う場合は、記載を要しない。

第8章 定款の変更、解散及び合併 (定款の変更) 第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の【4】分の【3】以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項の変更については所轄庁の認証を得なければならない。 (1) 目的 (2) 名称 (3) 法人が行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類 (4) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る） (5) 社員の資格の得喪に関する事項 (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く） (7) 会議に関する事項 (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項 (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る） (10) 定款の変更に関する事項	法11条に基づき、定款の変更と解散に関する事項は必要的記載事項 法25条に基づき、定款変更の際には、定款に特別の定めがない限り、正会員総数の1/2以上が出席し、その出席した正会員の3/4以上の議決が必要となる。 法25条第3項に規定する以外の事項は、 ・事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わない） ・役員の定数に関する事項 ・資産に関する事項 ・会計に関する事項 ・事業年度 ・残余財産の帰属すべき者に係るものを除く解散に関する事項 ・公告の方法 をいう。
(解散) 第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。 (1) 総会の決議 (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能 (3) 正会員の欠亡 (4) 合併 (5) 破産手続開始の決定 (6) 所轄庁による設立の認証の取消し 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の【4】分の【3】以上の承諾を得なければならない。 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。	法31条の2に基づき、解散の際には、定款に特別の定めがない限り、正会員総数の3/4以上の承諾が必要となる。
(残余財産の帰属) 第52条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、『解散総会において選定した残余財産を帰属すべき者』に譲渡するものとする。	左の『解散総会において選定した残余財産を帰属すべき者』は、他の特定非営利活動法人、国又は地方公共団体、公益財団法人又は公益社団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人から選定されなければならない。 帰属先を定めない場合、または帰属先が明確でない場合は、所轄庁の認証を得て、国または地方公共団体に譲渡されるか、国庫に帰属されることとなる。
(合併) 第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の【4】分の【3】以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。	定款に特別の定めがない限り、合併の際には、正会員総数の3/4以上の議決が必要。

第9章 公告の方法 (公告の方法) 第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。 ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、『内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)』に掲載して行う。	法11条に基づき必要的記載事項。 公告とは、第三者の権利を保護するため、第三者の権利を侵害するおそれのある事項について広く一般の人に知らせることである。法人の活動実態に応じて、官報、日刊新聞やインターネットホームページを選択して記載することが考えられる。 法人は、前年度の貸借対照表の作成後遅滞なくこれを公告しなければならない。貸借対照表の公告方法は以下の4つの方法から選んで定款で定める必要がある。 (公告方法の記載例) ・官報 ・〇〇県において発行する〇〇新聞(日刊新聞紙) ・この法人のホームページ、内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄) ・この法人の主たる事務所の掲示場に掲示												
第10章 雑則 (細則) 第55条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。													
附 則 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。	設立当初の記載内容は、成立後において変更しない。												
2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。 <table border="0"> <tr> <td>理 事 長</td> <td>○ ○ ○ ○</td> </tr> <tr> <td>副理事長</td> <td>○ ○ ○ ○</td> </tr> <tr> <td>理 事</td> <td>○ ○ ○ ○</td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>○ ○ ○ ○</td> </tr> <tr> <td>監 事</td> <td>○ ○ ○ ○</td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>○ ○ ○ ○</td> </tr> </table>	理 事 長	○ ○ ○ ○	副理事長	○ ○ ○ ○	理 事	○ ○ ○ ○	同	○ ○ ○ ○	監 事	○ ○ ○ ○	同	○ ○ ○ ○	
理 事 長	○ ○ ○ ○												
副理事長	○ ○ ○ ○												
理 事	○ ○ ○ ○												
同	○ ○ ○ ○												
監 事	○ ○ ○ ○												
同	○ ○ ○ ○												
3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から【令和〇】年【5】月【31】日までとする。	総会の開催時期を考慮に入れ、役員任期の末日を事業年度の末日の2～3か月後にずらしておく、法人運営に支障をきたすおそれが少ない。												
4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。													
5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から【令和〇】年【3】月【31】日までとする。													
6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。 (1) 正会員入会金 ○○○円 正会員会費 □□□円(1年間分) (2) 賛助会員入会金 △△△円 賛助会員会費 ▽▽▽円(1年間分)	正会員以外の会員について定める場合は、正会員と区別して記載する。												